

第15回水産ワーキング・グループ 議事概要

- 1．日時：平成30年5月15日（火）14:00～15:20
- 2．場所：合同庁舎第4号館11階共用第1特別会議室
- 3．出席者：
 - （委員）大田弘子（議長）、金丸恭文（議長代理）、野坂美穂（座長）、
原英史（座長代理）、長谷川幸洋、林いづみ
 - （専門委員）泉澤宏、花岡和佳男、本間正義、渡邊美衡
 - （事務局）窪田次長、佐脇参事官
 - （オブザーバー）水産庁：山口次長
水産庁：森漁政部長
農林水産省：信夫大臣官房政策課長
- 4．議題：
 - （開会）
これまでのヒアリングを受けての自由討議
 - （閉会）
- 5．議事概要：

佐脇参事官 それでは、「規制改革推進会議 水産ワーキング・グループ」を始めます。
有路専門委員、下苧坪専門委員、中島専門委員は本日所用により欠席です。
大田議長、金丸議長代理が御出席です。
ここからの進行は野坂座長にお願いいたします。
野坂座長 ありがとうございます。

それでは、議題に入ります。本日は「これまでのヒアリングを受けての自由討議」を行います。

委員の皆様には資料として、第1次答申と規制改革実施計画の抜粋、これまでの議題とヒアリング対象者の一覧、昨年の本ワーキング・グループの議論の整理、農林水産省における「水産政策の改革の方向性」をお配りしております。

また、これまでの本ワーキング・グループでの配付資料及びその議事録もタブレット端末で御用意しております。こちらも適宜、議論にお役立てください。

本日の議論はまず事務局より、これまで本ワーキング・グループにおいてなされた議論の内容を紹介いただいた上で、その後委員間で改めて水産業界の現状に係る課題や改善点について議論いたします。なお、本日の議論を速やかに改革につなげていただくため、今回は農林水産省にも御同席いただいております。

それではまず、事務局よりこれまでの議論のサマリーを15分程度でお願いいたします。

佐脇参事官 それでは、お手元の資料の確認からさせていただきます。

まず、座長から御紹介がございました資料1でございますが、これが今期、水産分野を扱うきっかけとなった前期の答申でございます。漁業の成長産業化等の推進と水産資源の管理の充実につき、平成30年結論。結論を得次第速やかに措置ということで項目が書いてあります。

これを受けまして、政府の閣議決定をいたしました実施計画がその下にあります表でございます。数量管理等による水産資源管理の充実や漁業の成長産業化等を強力に進めるために必要な施策について、関係法律の見直しを含め、検討を開始し、早急に結論を得るとなっております。

資料2にありますのが、これを受けました今期の水産ワーキング・グループの開催の経緯でございます。平成29年9月の農林水産省ヒアリングより開始いたしまして、その後、様々な分野での事業者、有識者をお招きし、ヒアリングを重ねてまいりました。第6回の11月17日には、お手元の資料3にあります当ワーキング・グループにおける議論の整理を1枚の要約と、その後ろについております2枚の個別の委員・専門委員の意見をカテゴリ別に整理した表の形で世の中に公表し、議論を喚起いたしました。

資料2にお戻りいただきまして、第7回の平成29年11月24日でございますが、農林水産省にお越しいただきまして、農林水産省としての改革の検討状況を御紹介いただき、その後、政府全体といたしましては、資料4にあります「水産政策の改革の方向性」という表題の取りまとめ文書を、上の見出しにありますとおり昨年12月8日付で農林水産業・地域の活力創造本部決定されたところでございます。

ここまで、昨年、一定の方向性が出されたものにつきまして、本年に入りましてからより詳細な検討を農林水産省においても進められ、当ワーキング・グループにおいても深めてきたところでございますが、資料2にお戻りいただきまして、第8回以降、第14回に至るまで開催回数を重ねてまいりまして、論点も幅広く扱ってきたところでございます。

昨年までの議論の整理は資料3で示してございますので、この際、年明け以降の主だった議論につきまして、私から簡単に御紹介させていただきます。まず水産資源につきましては、水産庁からも様々な資源管理に関連するデータを用いた御説明をいただきまして、委員の中から、客観的・科学的なデータに基づく資源管理とそれをしっかり活用した合意形成の両立が重要でありますとか、実際に資源回復をしているかどうかの評価。とりわけMSYという考え方を頭に置きながら、どこまでの水準へ回復させることが適切なのかという視点での目標管理が必要だという御意見。さらには、古野電気さんから漁船設備に関する説明もございまして、センサーの活用、魚群探知機を使った資源管理の観点からの活用という話がございました。資源管理の手法につきましても、年が明けて3月には全国まき網漁業協会の方にお越しいただきまして、自主的な取組を含めたIQの御議論があった際に、IQさらにはITQも念頭に置いた、効率的かつ実行力ある資源管理の必要性につき、委員・専門委員から御指摘があったところでございます。

資源管理につきまして、水産の流通・生産資材に関連いたしましては、第11回にはくらコーポレーションをお招きいたしまして、くらコーポレーションの立場から取り組まれている中でお気付きの点を御紹介いただきましたけれども、とりわけサプライチェーンマネジメントをしっかりとしようと思った場合に、船その他の設備が流通の間尺に合わない大きさになっている、あるいはパッキング・冷蔵などの設備が合理的にしっかりと整備されているか、さらには水揚げ状況の可視化が最終的に商品を届けるバリューに転化される、そういう戦略を実行できるようなサプライチェーンが必要ではないかと、そんなお話がございました。

そのほか、遠洋・沖合漁業関係では、造船会社にお越しいたしまして、船の大きさというものが競争力、さらには船上生活を快適にする上で船員の確保という観点も非常に重要で、海外に比べると日本はまだまだ余地があり、最先端の技術をしっかりと実装した建造をすすめなければいけないのではないかと御指摘があり、それに関連し、それなりの大きい船を造る上で、漁業の規制あるいは船舶安全の規制において、船員に関連する諸規制その他についての見直しが必要ではないかという御指摘がございました。

分野で言いますと、次に、沿岸・養殖を取り扱ったわけございまして、漁業者で言いますと、弓ヶ浜水産にお越しいたしまして、様々な御苦勞の御紹介がございましたが、とりわけ強調されておりましたのは、漁場でどこに余地があるかという情報が必ずしも簡単には見出せず、様々な伝手を頼りながらようやく手に届くという実態があることと、どういう手法であれば、あるいはどういう了解を取れば、その漁場で創業できるのかということについてなかなか情報がなくて、自らの力で開拓しないといけない部分がとても大きいと。日本はもともとポテンシャルとしてはあるので、戦略的な対応が必要と。そんな御紹介があったかと思っております。

その際、漁場によっては、例えば生簀の数の制限が実態にあるとか、それぞれの個別のルールのようなものがどこまで合理的かということについても留意しないとイケないという議論もあったかと思っております。

そのほか、養殖で申しますと、養殖魚用のワクチンにつきましても合理的な利用、さらにはそれをしっかりと利用するための知識を底上げしないとイケないのではないかと御指摘もヒアリングの中であったところでございます。

それから、沿岸漁業で言いますと、漁場管理あるいは漁協の機能ということが重要になるわけでございますが、漁業権につきまして、例えば漁場利用をうまく高度化させるという観点から、より実効的に活用できる方々に許可を与える、そういった思想に立ったならば、それをどう具体的に制度化するかということも一つの論点ではないかという話がございます。その背景には、漁協によってどういうルールで何を優先して決めていくかということが、漁協の中で意思決定することにおいて、必ずしもどこも一様ではないということが、例えば第14回にお呼びしたグローバル・オーシャン・ワークスの方からの様々な体験談の中で垣間見られたのかなと思います。

漁協につきましても何点が注目されるような論点提示がございましたが、例えば費用負担につきまして、どういう名目で、どういう分担でということについて、どこまで合理的で透明性の高いものが全ての漁協において実現されているかどうかということに関連する論点でありますとか、国の公的な役割を持つということと、どの漁協がそれを担うにふさわしいかということについて、どこまで監督機能を行政が発揮すべきであるかということでもありますとか、公的役割を担う以上はそういう資格能力を持つことに加えて、漁協のガバナンスということが論点として大変大事ではないかと。そんな御指摘もあったかと思えますし、グローバル・オーシャン・ワークスの方だったかと思えますけれども、特に漁協がどういう人材によって成り立つかと鑑みた場合、単なる口銭商売ということを超えて、戦略的にマーケティングその他に対応できるようなクリエイティブな人材が非常に重要だと、そんなお話がございました。

そのほか、様々な御議論がございましたけれども、例えば古野電気さんはビッグデータの活用という観点から、よりデータの活用がうまくいくような仕組みを今、作るべきではないかというお話がございましたし、そのほか人材確保という意味では、外国人船員あるいはそれに限らない海技士免許の取得に関連する制度改革といったような話も議論としてございました。

ここまで御紹介してまいりました水産ワーキング・グループでの主な議論の大半は、昨年11月に当ワーキング・グループで公表されました資料3の議論の整理というところに大まかな骨格ベースでは整理がついているのではないかとお考えかもしれませんが、これをベースに改めて整理いたしますと、漁業の成長産業化に向けた水産資源管理の点検ということで言いますと、ここに書いてある目標数値と時期ということに関連いたしますとは、科学的知見に基づくMSYの概念の活用でありますとか、回復・維持を目指す水準まで乱獲をどう防止するかという目標設定の仕方。それから、より多くの資源をカバーできるような考え方が大事ではないかという御議論になろうかと思えますし、その際、ICTをしっかりと活用し、漁獲データを資源調査に活かしていくという視点があるかと思えます。

それから、次の持続可能な漁業の実現に向けた資源管理の手法につきましましては、TACの拡大、あるいはIQ、そしてより生産性の高い漁業者に漁獲割り当てを移行するような、ITQという表現がございますけれども、それについてここに具体的に関連してこようかと思いません。

国際的動向を踏まえた多様な評価指標という部分につきましても、科学的・客観的データを、調査などを充実させて公平で透明性のある管理規制体制を作ることが関係してこようかと思えます。

水産物の流通構造につきましましては、もともとの11月のものにはICTの活用とか流通の集約化といった戦略的な市場戦略という観点が少し不足していたのかもしれませんが。くらコーポレーションその他の方々からのコメント、あるいはグローバル・オーシャン・ワークスの方々からのコメントも踏まえますと、そういった観点が補足されるべきなのかなと事

務局としては感じてございます。

最後、3項目めの漁業の成長産業化等に関しましては、柱立てといたしましては抜けないものであろうかと思いますが、より具体的な議論が年明け以降できたのではないかと考えておまして、日本の養殖業の制度的課題といたしましても、より資源管理、生産性の観点で意欲、能力ある者にどう漁業の許可その他の参入のための地位を与えていくかという観点、海面を効率的に利用する観点からの国・都道府県の役割、そういったものに関する捉え方、あるいは漁協に関連いたしますけれども、漁場行使料の在り方、漁場管理における公的管理業務の費用分担の在り方などが関連してくるでしょうし、世界の養殖あるいは漁業全般との関係での船の安全規制を巡る問題も多々あろうかと思っています。

最後に、漁協につきましてもかなり細かな議論が出てきたかと思っております、公共的な機能と組合的な機能とのしっかりした意識的な区分けと費用分担その他についての透明化の話でございますとか、あるいは資材の調達、出荷、販売、そういったものにしっかり漁業者のためになるような機能を発揮させるためにどういうやり方が必要か、そのためにどういう専門人材を漁協が持つべきなのか、そういうことが具体的に議論のヒアリングの中で浮き彫りになってきたのかなと思っております。

この後のフリーディスカッションを行うに当たりまして、これまでの議論を復習させていただきます。

以上です。

野坂座長 ありがとうございます。

では、ただいまの事務局からの説明も踏まえつつ、御意見がございましたら、御発言をお願いいたします。

なお、御発言を希望される際には、お名前の書かれているプレートを立ててくださいますようお願いいたします。

渡邊専門委員、お願いいたします。

渡邊専門委員 2点コメントがございます。資料3の昨年11月にまとめた議論の整理に対する追加のコメントという形です。

まず1点目は、水産資源管理についてですが、資源量調査の抜本的な拡充ということがございました。水産資源管理においては、当然、資源量を定め、MSYを定めという調査に基づく科学的な資源管理も大事なのですが、資源量だけではなくて、実際にどれだけの魚が獲られているのかという点の把握も大事だと思います。例えば、IUUで海外に流れてしまっている部分はどうなっているのかとか、あるいは、実際に網で獲れたのだけれども捨てられてしまって漁獲高に報告されていない魚の量はどのくらいあるのかとか、水産資源管理が狙った科学的な合理性を持つためには、管理という面でのメッシュを現在よりも細かくしていく部分が必要なのではないかと考えました。

2点目は、水産物の流通構造と漁業者の所得向上、この両方に関わる点ですけれども、漁協あるいは浜のいろいろな名目での費用項目の負担が非常に不透明である。あるいは非

合理的である。よく分からない名目で、合理的な流通構造を自分たちで作ろうと思うといわゆる旧レジームが介入してきて、何らかの名目で費用負担しないとそこから魚が仕入れられない。結果的に漁業者の所得も上がらないし、消費者に渡る水産物の価格も上がってしまう。そういう旧弊というものをどのように改革していくかという点が、なかなか不透明で目に見えない。したがって、例えば公正取引委員会で窓口を設けるとか、何らかのメスを入れていくことも必要なのではないかと思いました。

以上2点です。

野坂座長 ありがとうございます。

今の点に対する御意見、あるいはまた新たな御意見等がございましたら、お願いいたします。

花岡専門委員、お願いいたします。

花岡専門委員 ありがとうございます。

では、私も、資料3に追加するという形でコメントさせていただきます。

1つ目の水産資源管理のところ、MSYベースにしていって、TACを増やしていって、IQもしくはITQを導入するというのはすごくいいと思います。ただ、それは具体的に、実質的にできるのは沖合漁業がメインになるのかなと。沿岸の部分、細かく分かれているところ、漁法も多様であったりということをどのようにアセスメントして管理していくかというところは、まだ具体的なところに持っていけないのかなと。都道府県に任せて自主管理でということになってしまうのかと思うので、その辺り、沿岸のそれぞれ細かいMSYを当てはめることが難しいところに対してどういう管理をしていくかということは、詰めていく必要があるかと思います。

もう一つが流通構造の点検の部分で、トレーサビリティのところ、トレーサビリティという言葉が入っているのは素晴らしい、そのとおりだと思いますけれども、これもメインに輸出のためのトレーサビリティ、輸出のために特にそれが求められている。EUとかアメリカ市場に対する輸出のためのトレーサビリティというのはありますけれども、輸入する分です。やはり問題になっているのは、海外の商品がIUUとか人権の問題で日本市場に入ってきてしまっているリスクをどう消していくのかということも大事ですので、輸入物に対してもトレーサビリティを求める。トレーサブルでないものは輸入規制をすることというところが入っていくといいかなと思います。

野坂座長 では、泉澤専門委員、お願いいたします。

泉澤専門委員 私からは、ヒアリングを通じて強調したいところが幾つかあるのですが、まず、水産関連の事業者や団体の方からヒアリングを受けて、大きく2つのポイントがあるのかなと思いました。一つは、法整備が遅れ、ルールがきちんと確立されていないことで状況の悪化を招いているということ、もう一つは、他の産業にはない漁業独自の制度あるいはルールがあって、それが漁業の成長産業化のブレーキになっていること、この2つがあるのかなとヒアリングを通じて感じました。

その中で、法整備が遅れているということでは、資源管理についての取組が一番に挙げられる。それは、今まで自主的な管理に頼ったものであって、具体的な数量だとかスケジュールについてきちんと提示をしておかなかった、法制度化をしておかなかったということが大きい。そういうことで、実際に主要50魚種のうちの約半数が低位という評価になるほど乱獲が進んでいるということがあると思います。このようなことがかなり多くの方々から聞こえてきました。

独自のルールがあってブレーキになっているということでは、一つは漁業権の問題、もう一つは、それに関連する漁業管理の体制の問題、これは漁業協同組合の在り方も含めて、問題視する声はかなり大きかったと思います。その中で、外部に閉鎖的であること、また特定の人たちだけが理解する狭い範囲の中で沿岸漁業が行われているということに対して、不安を持っている事業者も多かったのではないかと思います。

他の産業にないルールを、一般的な人たちも踏まえて議論をして、より各論的なものに対して、方向性を示すことが必要なのだろうと感じました。

まとめて言えば、一つは、徹底した資源管理を行うこと、そして、具体的にTAC管理をする魚種を幾つか決めること、もう一つは、漁業協同組合の事業の在り方、漁業協同組合は何ができて、何ができないようにするのか、そういった法制度化が重要になってくるのだろうなと感じました。

以上でございます。

野坂座長 ありがとうございます。

では、本間専門委員、お願いいたします。

本間専門委員 かなり議論が進んだと思っていますけれども、ここで優先順位みたいなものをどう考えるかということが重要だと思うのです。いろいろ項目としては並べ立てることができるのだけれども、優先順位とか強調すべき点、もっと言うと短期にやるべきこと、長期目標に向かって今すべきこと、といった論点整理が必要なのかなと思っています。

先ほど渡邊専門委員が言われた、旧弊をどう克服していくかというところで、漁業権と漁協に手を突っ込めば変わる、あるいは改革できるという話でもないと思うので、そこは漁協と組合員の意識改革をどう促すか、そのためにどういう制度改革が必要なのかという議論が必要だと思っています。

ですから、TAC、ITQ等々の問題はかなり整理がつくと思うのですが、そうした問題の次に、漁業権と漁協というところを、ある意味、言い方はなんですけれども、上から目線でやってしまうということではなくて、必ずしもソフトランディングを意味しているわけではないのですが、改革と、それから現場の意識を変えさせるためにどういう方向が望ましいのかということについて、もうちょっと知恵を絞らないと、なかなか全体がよくなるような方向は見えてこないのかなという気がするので、そういうところを整理しながら優先順位等を踏まえ、その中にいろいろ隠し球を仕込むようなことが必要なのかなという感想を持ちました。

野坂座長 ありがとうございます。

では、大田議長、お願いいたします。

大田議長

先ほどの佐脇さんの御説明の中で抜けていたかなと思うのが、漁協のガバナンスの具体的な意味です。例えばこれまでの議論の中で、グローバル・オーシャン・ワークスさんが、漁協の理事が責任を負うことが不十分だとか、漁協理事の利益相反が問題であるといったような御発言がありましたし、有路先生からも、漁協自身のガバナンスや自浄作用の問題について何度かご発言がありました。ガバナンスといったときに公的機能を担うだけの役割を果たし得るかどうかということに加えて、漁業者の所得向上を実現するために漁協の意思決定を含めたガバナンスが極めて重要であるというのも重要な指摘ではないかと思えます。

野坂座長 そのほかにいかがでしょうか。

では、皆さんがお考えになられている間に申し上げますけれども、1つは、資料4の水産庁から提示いただいた「水産政策の改革の方向性」の3のところと、2つ目の3つ目のポツ「水域を適切かつ有効に活用している者が漁場利用を継続できることを基本とし、有効活用されていない水域について、新規参入が進みやすい仕組みを検討する」というところで、まずは新規参入が進みやすい仕組みを検討する上では、ヒアリングの中からも聞かれましたように、その漁場が空いているのかどうかという状況把握ができていないという実態がありますので、行使状況がどのようになっているのかという実態調査が最初に必要ではないかと考えました。

また、未利用の漁場において新規参入が進みやすい仕組みを作る上では、漁業権の優先順位というものがある限りは、例えば地元の漁業者と新規参入者が競合した場合に、地元の漁業者が優先されるということになりかねませんので、やはり優先順位の見直しが必要であると思えます。

その上では、水産業復興特区でありましたように一定の資格要件、例えばそこに参入しようとする事業者が社会的信用力を有する者であったり、その事業を行うのにふさわしい経理的基礎、技術的能力を有する者、さらには地元の雇用創出であったりという経済的・社会的効果を及ぼす者、また、同一漁場においてほかの漁業者と協調できる者など5つの要件がありましたけれども、そういった一定の要件を設けた上で優先順位の見直しが必要ではないかと思えます。

これに付随しまして、そういった漁業免許申請の審議、調査を行う海区漁業調整委員会というものがきちんと機能しているのかどうかという点についても明らかにすべきではないかと考えます。海区漁業調整委員会というのは、現在、一部の海区を除いては、漁民委員、漁業者から選ばれる委員が9名、また、学識経験者、公益代表委員が6名で、過半数を漁業者の委員が占めているということで、新規参入を促す上では、それが客観的・公平的に審査できるものかという点に非常に疑問を感じております。

以上の点において、もう少し具体的に明らかにしていきたいと思っております。

以上です。

そのほかにかがでしょうか。

花岡専門委員、お願いいたします。

花岡専門委員 先ほどの私のポイントに加えるという形、補足するという形ですけれども、資料3の3枚目の一番上です。輸入のものに対するトレーサビリティというのを先ほど言いましたけれども、ここには「輸入水産物を含め」と書いてあるので、いいなと思います。ただ、IUUや人権に関する情報がマーケットに提供されることが重要だと書いていますけれども、IUUに関する情報がマーケットに提供されるということよりも、IUUのものがマーケットに入ってこないように規制をする。マーケットに入ってこないという形を作るところが大事だと思います。

金額で言うと、日本の水産市場は、市場として見ると、EUとアメリカに次いで日本は3番目の輸入国なのです。EUでもアメリカでも輸入規制をしている。IUUを排除することを目的とした輸入規制をしているので、国際的にも日本でそれをすることは求められている、期待されているところです。なので、そういう視点から見てもここはハイライトする、優先順位を高く持っていくところかなと思います。

野坂座長 追加の御意見をありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

泉澤専門委員、お願いいたします。

泉澤専門委員 漁協の話題が出ているので1つ申し上げたいのですが、ヒアリングの中でもいとう、小浜、大阪、東町の4漁協からヒアリングを行ったわけですが、どの漁協もやはり特徴があって、ある意味、余り共通点がなかったのですね。ということは、役員や運営する側の人間によってかなり大きくその事業の内容が変わってくるということが言えると思うのです。漁業協同組合の問題点を指摘されている方もありましたけれども、漁業協同組合の組織そのものや、それを運営する人間が悪いということではなくて、やはりその構造に問題があるのだらうと考えるべきだと思うのです。

先ほど私が言ったように、漁業協同組合が行える代表的な事業が8つあると思うのですが、その事業の中で漁業協同組合の組合員である漁業者と競合する部分もあったり、利益相反という言葉が出ていましたけれども、漁業協同組合の組織そのものの利益のために行う事業があたり、本来的な役割というのは、漁業者の直接的な奉仕活動をするのが漁業協同組合の存在意義だと思うのです。漁業協同組合をその本来的な役割に戻す、そういう仕組みが必要なのだらうかと、今回のヒアリングを通じて感じました。非常に詳しく各論的なことまである程度突っ込んで、このことは議論するべきなのだらうと感じました。

野坂座長 大田議長、お願いします。

大田議長 今の点、教えていただきたいのですが、ヒアリングすると漁協はいいところと悪いところと二極化しています。しかし、漁業者は漁協を選べないわけですね。自分の

所得を上げるためにもいい漁協にしたいのだと思うのですが、そのときに何らか改革する手法はないものなのでしょうか。例えば、農協改革では、農協の理事の構成を変えたりしましたが、そういう意思決定の在り方のところで何らか変える仕組みはないのでしょうか。

泉澤専門委員 漁業協同組合の運営は、かなり人的な部分に頼るものが多いのです。例えば立派な方が組合長になると、漁業協同組合の組織そのものが一変するという例もあるように聞いております。ですから、今の制度の中では、選挙でリーダーを選ぶということでは、恐らく組織改革というのはできないのだらうと思います。

野坂座長 金丸議長代理、お願いします。

金丸議長代理 今の議長の御指摘に関連してなのですが、基本的に漁業協同組合は地域において果たすべき機能を有してはいると思います。それをフェアに納得性のある形、あるいは合理的なプロセスで運営できるかどうかにかかっていると思います。

民間の企業は、社外取締役が過半を占めるようにするということが、外部からの目の代理人としてそういう傾向にあるわけです。そういう意味では、漁業協同組合は既存の漁業者の方々、あるいは地域内の漁業者間、そして新規参入者の利害調整という機能も有していますから、本来は例えば企業で意思決定するとき、ある取締役の自己取引のような案件についてはその人は決議に参画しないとかいうようなことも担保しながら運営しています。いずれにしても漁業協同組合の理事の構成については、農業協同組合のときに外部の経験者が候補に選ばれる仕組みを考えたわけです。そういう発想は、漁業協同組合にも必要ではないかと思えます。

野坂座長 ほかにはいかがでしょうか。

続いて、お願いいたします。

金丸議長代理 これまで14回もワーキング・グループを開催して、いろいろな方にお越しいただきましたし、海外の事例等も見聞きして、我々自身もいろいろな学習をしてきたわけですね。私が痛感したのは、漁業分野のマネジメントというのは、この国は余り主体的にはやってきていなくて、通信技術も発達していない頃にできた法律で、霞が関から全国津々浦々の漁協の出来事などを机上ではなかなかマネジメントできないものだから、都道府県にかなりの部分、丸投げをしたのではないかと。

都道府県も県庁所在地にいて、同じように、漁業の現場はもっと離島も含めて離れていますから、そこで何が行われているか分からないので、その地域に近い協同組合組織というのは、立て付けとしては合理的なポジションだったのではないかと思えます。今回、ヒアリングを通じて分かったのは、その間、何十年にわたり技術革新が起きて、特に各種センサー技術が飛躍的に進化をし、集められたデータを届ける通信技術も飛躍的に進歩を遂げた。それに加えて今度は画像認識技術も今や人工知能と言われる、コンピューターに目の機能がつき、耳の機能がついたと言われる時代です。世界はいち早く技術革新を既存の制度設計の中に取り込んでいて、しかも実行しているという例が、私にとっては一番衝撃的というかインパクトを受けたことです。

しかし、我が国の漁業分野においては、技術革新を享受できていないので、ますます国際競争力も失ってきて、漁業者の所得も向上しないことになっているのではないかと思った次第です。

基本的には、魚は鮮度を求められますし、リアルタイムの情報交換が有用です。品質管理が何よりも重要なので、本来ならリアルタイムの情報交換のメカニズムの上に成り立てばもっとよかったですと思います。そういう意味では、今回、水産庁、農林水産省で考えていただく抜本改革については、いろいろな場面でICTを有効活用する、有効活用していくような支援が国としては必要なのではないかと思った次第です。それは是非、農林水産省、水産庁の皆様にはお伝えしておきたいと思いました。

野坂座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

本間専門委員、お願いいたします。

本間専門委員 漁協の改革と、それから先ほどの話に戻りますけれども旧弊をどう克服するかということと言うと、やはり情報の開示といいますか、今、ICT等の話も出ましたけれども、組合員が思っていることがちゃんと組合長ないしは他の組合員に伝わるシステムを作るということが大事で、それは水産庁にも共有してもらわなくてははいけない。だから、漁協の不満を漁協の中だけで閉じ込めるのではなくて、それを外に出すシステム。今でもいろいろな意見等々、あるいは駆け込み寺的な形で訴えるということがないわけではないけれども、それが必ずしも有効活用されていないし、それが自由に行えるような雰囲気でもないと思うのです。

したがって、行使料とかも含めて、あるいはグローバル・オーシャン・ワークスでしたか、組合員になりたいのだけれども、申請してもいつまでたっても却下されて、その理由がさっぱり分からないといったようなことは、やはりもっと外に出ないとはいけないと思うのです。

我々も、来ていただいて初めて聞くような話がいっぱいあって、それがもっともっと広がりがあって、こういうことはもう許されないのだよ、あるいはやってはいけないのだよということが全国で共有されないと、なかなか漁協のガバナンスも含めて改革できていかないと思うのです。

組合長の資質によるということは、正にそういうところはあるのですけれども、最低限ここはクリアしなくてははいけない。あるいは組合員の声をどうやって反映していくかということの取組はやらなくてははいけないというような共通認識ができていけば、組合長の特殊な能力、あるいは人徳だけに頼るのではなくて、一種のルール化した中で透明性を保っていけば自ずと質は上がっていく気がしますので、その辺りのシステム。要するに、不満をどうくみ上げて、それを解決するためにはどういう措置が取れるか、といったことを整理して、それを周知するようなことが必要だと思うのです。

我々がいずれといいますか、近いうちに提言の形で出していくときも、その真意とい

いますか、そういうものをきちんと周知していくという情報の共有化がすごく大事だと思っていますので、その辺り、事務局も含めて努力していただければと思います。

野坂座長 花岡専門委員、お願いします。

花岡専門委員 ありがとうございます。金丸議長代理がおっしゃったことは、すごく私もそのとおりだなと思います。海外と比較しても、例えばFAOでも、世界銀行でも、水産業がどれだけ成長していくかというプロジェクションを出していますけれども、よく言われるノルウェーとかアメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、そういうところだけではなくて、私たちの隣の国々でも成長産業化していくわけですね。日本だけがマイナス成長という状態。ポテンシャルがあるからこそ、そこは本当に何とかしていくべきだと強く思います。

ICTの活用というところと、最初に渡邊専門委員がおっしゃっていた漁獲データ。例えばバイキャッチして捨てられていってしまうようなものですか、データに残っていないものをどのように捨っていくかというところで、今、許可漁業は政府がデータを取ることができますけれども、そうでないところに対しては、漁業者さんたちをお願いして情報をいただいているという状態ですね。これだったら正確な情報は出てこないと思います。そもそも論ですけれども、そういうすごく基本的なところから直していく機会なのではないかと思います。

野坂座長 もう一つ、グローバル・オーシャン・ワークスからのヒアリングの際に生産資材の問題があったかと思います。養殖業者にとって、今、餌代が非常に高騰していて、非常に負担が大きく、さらに資金繰りに苦しんでいるという状況があって、その中で漁協が負担する場合もあるということでお話を伺いました。

他方、例えば餌代が払えない養殖業者が、餌の資材を売っている業者に、餌代が払えないかわりに生産した養殖魚を買い叩かれているような状況もあるということを知っています。こういった状況についてどのようにお考えであるか、少し皆様に御意見をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

泉澤専門委員、お願いいたします。

泉澤専門委員 本来、漁業協同組合には信用事業という事業がありまして、ファイナンスなど、漁業者に資金の貸し付けなども行っていたのですが、最近では単協ではそれができなくなって、信漁連等に事業を譲渡するということが多くなりました。そういうことで、単協で余り規模の大きくないところでは資金力がございませんから、例えば、多くの海域を管轄する漁業協同組合であっても、大きな金額を動かす大規模養殖業に対して資金面の協力をするということは、単協ではなかなか難しいことになってきつつあると思うのです。

しかし、上部団体である県漁連がそれを代行するかというと、そのような例はあまり聞きません。また全漁連が中央会のような役割を果たすかということ、これもまたそうでもない。このように構造上、ピラミッド型になっていないという仕組みが漁業にはあるよう

に思います。

ですから、先ほど本間専門委員がおっしゃったように、情報公開と横のつながりというのが全くできていないに等しいわけで、そういった金銭のやり取りやデリバリーについては、今、非常に問題があると思います。その辺はやはり全国的な組織のネットワークを構築する必要があるのだろうと考えます。

野坂座長 御意見ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

金丸議長代理、よろしく申し上げます。

金丸議長代理 順不同ですが、先ほどハイテク化の話をしたのですが、ハイテク化に伴う法制度の見直しの中に、やはり乗組員の基準も見直すべきではないかと。せっかくハイテク化をして、今まで属人的に人間がやっていた機能を代替できるような機械が導入されれば、乗組員の基準が緩和されて、それによって生産性が向上するということになるかと思えます。その点も重要というのと、それから、漁業改革が進展した暁には、今以上に若い人が参入をしてほしいわけです。そういう意味では、全ての産業界では働き方改革をやっていきますので、若い人から選ばれる職場作り、あるいは浜作りがすごく重要ではないかとも思えます。

野坂座長 ありがとうございます。

泉澤専門委員、お願いします。

泉澤専門委員 資源管理についてですけれども、これから資源管理をきちんと全国的に沿岸漁業も含めて、レジャー船や遊漁も含めて、それを一貫して行っていくためには、やはり漁業協同組合の活動が重要になってくると思うのです。

金丸議長代理がおっしゃったように、リアルタイムで各漁協がネットワークを作って、漁獲量、魚種、数量などの細かなデータを共有するような仕組みを早急に作る必要があると思うのです。このような情報は漁業協同組合が一番把握しやすいわけです。それぞれの所得も分かりますし、津々浦々で経営する市場もございまして、そういった伝票作りから、実際には水揚業務を行っているわけですから、その辺のことを漁業協同組合はこれからの大事な事業としてやっていくべきだろうなと思えます。

野坂座長 ありがとうございます。

林委員、お願いいたします。

林委員 ランダムな意見になってしまって恐縮なのですが、ただいまのデータ報告は、例えば漁業権を付与されている地元の漁協がデータを報告する義務を負うことが法律で義務化されていけば実効性が上がっていくのでしょうか。

それから、単位漁協の上に都道府県の漁連、そして全漁連という枠組みの中で、それぞれの監査と申しますか、監視体制はどのくらい実働しているのでしょうか。

また、先ほど座長がおっしゃった海区漁業調整委員会、その上に連合海区漁業調整委員会というのもあるようですけれども、昭和24年の漁業法に定められているこの調整委員会

の機能というのが非常に多岐にわたるようなのですが、その委員の選出方法の見直しとか、法律上要求されている役割、任務を果たしているのかどうかのチェックなど、委員会が役割を果たせるようなシステムをビルトインする仕組みを考えなければいけないのではないかと思います。

漁業法の中で漁業権の行使について、漁業権行使規則について知事認可がされるとか、一応そういう枠組みが効率的かつ公正に機能しているかというところをチェックする意味でも、委員会の活動というのは重要ではないかと思います。

以上です。

野坂座長 ありがとうございます。

今の海区漁業調整委員会については、もし現場に精通していらっしゃる専門委員の方で御意見がございましたら、お願いいたします。

泉澤専門委員 海区漁業調整委員の場合は、地域によって構成にはかなりばらつきがあると思うのですが、おしなべて言うと、漁業協同組合の組合長や役員になるケースが多いのです。ということは、県の海区漁業調整委員会ということで選挙を行うわけですが、その中でかなり多くの割合を占めるのが各単協の漁業協同組合の役員ですから、やはり漁協の意見がかなり通りやすくなっているというのは事実だと思うのです。ですから、委員の構成を、もう少し一般の方々もかなり多く含めるべきなのだろうなど。全く漁業に関係のない方々も含めて、委員の構成を考えていくべきだろうなど個人的には思います。

野坂座長 ありがとうございます。

花岡専門委員、お願いいたします。

花岡専門委員 海区漁業調整委員のところ、私もそのように思います。やはり外部の識者の方々は、すごくバランスが悪く、少ないなと思います。それをもっと増やしていくというのは、私も賛成です。

もう一つ、林委員がおっしゃっていた、漁協がデータ報告義務を持つというのも、漁協が正しくファンクションするということを前提に、すごくいいことかなと思います。そうすると、先ほど出ていましたICTの活用ですとか、共同データベースとかを使って、資源管理だけではなくて、共同データベースをサプライチェーンでも共有すればトレーサビリティにもなるということですね。

先ほどは、優先順位というところでインポートのところ、輸入のところが大事だと言いましたけれども、やはり国内で流通する分も、こういう枠組みの中でトレーサビリティが作られていくことが必要だと思います。

野坂座長 ありがとうございます。

林委員、お願いします。

林委員 実務を教えてくださいたいのですが、海は国の資産であって、漁場管理は一義的には責任は行政が負っており、漁業協同組合は公的な漁場管理を代行しているという位置付けかだと思います。具体的には、そこで実際になされている漁場管理として、漁協はど

のようなことをしてくださっていて、それにはどんな費用がかかるのでしょうか。結局はそれを漁協が担っているということで、そのコストを漁業権利用者がシェアすることを求められることになると思うので、どんな管理業務が必要であって、その業務遂行が効率的に行われているのかというのは、利用料としてコストをシェアする者にとっても利害関係のある問題だと思います。実態がどうなのか教えていただければと思います。

野坂座長 泉澤専門委員、お願いします。

泉澤専門委員 海にいる魚は誰のものでもないもの、それを最初に獲った人の物であるという考え方に基づいて、今、漁業というのは行われているわけで、例えば、国民共有の財産であるというふうな定義付けはされていないので、獲った者勝ちなのです。獲る前は誰のものでもないのですが、獲れば獲った人の物ということですから、獲った人に一番の権利があって、それを管理するというについても漁業協同組合に義務はないとされているのです。

当然、そこに所属している組合員であれば、販売手数料を支払う義務があったり、年間の負担をしなければいけないというのが実際にはありますから、自分が獲った魚を換金して、その販売手数料を納める。それが漁業協同組合の運営費になっているわけです。漁場管理の対価として意識的に納めたものではないお金で組織としては運営されているということだと思うのです。

林委員 見回りしたりとか、公的な漁場を管理するような義務はないのでしょうか。すみません。これは行政にお伺いしたほうがいいのですか。

泉澤専門委員 そうですね。特にそういう義務というのは多分ないと思うのです。内輪の中だけでの規制というか、あるいは密漁監視といったものもありますけれども、密漁監視というのも別に義務でも何でもなくて、それは全て自主的に行っているものですから、そういった資源に対しての管理義務は、今、法的、規則的にはないと思います。

行政の方にお聞きしたほうが一番分かりやすいと思います。

野坂座長 農林水産省の方、いかがでしょうか。

山口次長 今のお尋ねの件でございますが、泉澤専門委員がおっしゃったことは講学上の考え方なのですが、実態で言いますと、漁協は指導事業というのをやることになっておりまして、要するに、営漁指導という言い方をしておりますけれども、組合員のために漁業に関してのいろいろな指導を行っていく中で、例えば密漁の監視も、国から言われてやるわけではなく、正に組合員のための事業としてやっておられるところがございます。あと、赤潮とか、養殖などをやっていますと一番影響が大きいのですが、そういったことの監視とか、藻場・干潟の保全の仕事。また、例えば種苗の放流とかもやっております。そういった漁業者全体に利益が渡るような仕事もやっております。

義務とか国の法律に基づいてということではないのですけれども、そういった様々な漁業生産を支援する活動をやっているということをお理解いただければと思います。

野坂座長 大田議長、お願いします。

大田議長 今の話に関連して、議論の中で区画漁業権はどこが空いているのか分からないという話がありました。弓ヶ浜水産でしたか、知人を頼ったり、市や県に行ったりして、漁協の執行部にたどり着くようにしているという話があったのですが、区画漁業権が空いているかどうかというような場合の、その管理は一体どうすればいいのでしょうか。漁協が空いているところも管理しているのか、また、その情報はどう共有されていくのでしょうか。

山口次長 区画漁業権のうち、いわゆる特定区画漁業権ということで漁協が管理を任されているものがございます。これにつきましては、空いている、空いていないということも含めて、それは漁協の判断が入るわけでございます。よく空いているという話が出てくるのですが、よくよく聞いてみると、そこは例えば潮の流れが速くて、当初は区画が設定されているのですが、そこに入ってもなかなか養殖の生産ができないような場合もあるという話もございます。一方で、空いている場合には、組合の中でそれをやりたい人間がいれば希望者を募っていくということが基本的なやり方としては、今、やっていると思います。

野坂座長 大田議長。

大田議長 これは意見ですが、漁協が漁場管理を任されて、それは組合員のためにやっている。空いた特定区画漁業権があった場合、組合員の中にやりたい人がいたら委ねるというお答えだったのですが、ここで議論したように、新規参入をいかに促進していくかということが重要です。特に意欲と能力のある者がどうやって入っていけるかということが重要なポイントですので、そのときの公平な決定プロセスを考えることが極めて重要だと思います。

野坂座長 本間専門委員、お願いします。

本間専門委員 私も大田議長が言われたことを、最後かこの後で言おうと思ったのですが、我々の議論の整理の中で、その点がすごく弱くて余り見えてこないのです。新規参入を促すというところ、それによって活性化していくということが見えていないので、追加の項目としては、新規参入を促すようなシステムというか制度改革ということを目指していただきたい。

それから、「水産政策の改革の方向性」のところでは座長もちょっと触れられましたけれども、ややもすると有効に活用している者が漁業利用を継続できることが前面に押し出されるような形になっていますが、その後でちゃんと新規参入が進みやすい仕組みを検討するという書き方もされているので、ここをもっとプッシュする。我々のこのワーキング・グループで、ここをもっともっと強くアピールするような、例えば優先順位の廃止だとかを含めた提案が出せれば、水産庁の水産政策の方向性と矛盾しない形で新規参入を強調できるのではないかという気がします。その辺りはちょっと工夫して書き込んでいただければと思います。

野坂座長 承知しました。

では、渡邊専門委員、お願いします。

渡邊専門委員 そういう意味では、先ほどからちょっと話題に出ております海区漁業調整委員会の役割の見直し。ここをどのように新規参入であるとか、要するに漁業権の漁協を超えた調整機能を持たせるか。先ほど、たしか泉澤専門委員だったと思いますが、漁協の組合長さんが海区漁業調整委員会の委員長も務められるということでしたけれども、この二重構造 いや二重構造ではないですね、同一構造かな をできるだけ離れた形のガバナンスにしていくなかみみたいなことも一つの方向性ではないかと考えました。

野坂座長 泉澤専門委員、お願いします。

泉澤専門委員 新規参入に関しては、漁場データを広域的に共有し、発信するということが非常に大事だと思うのです。先ほど次長がおっしゃったように、漁場が空いているといっても、やはりいろいろな障害があって空いている場所もあるわけですが、それは、例えば海況が厳しい漁場で、その地域の人たちでは漁業ができないかもしれないのですが、別の地域の人がやればできる可能性もあるわけですね。そうすると技術的な進歩も、なかなかそこでは実証できないし、チャレンジできないわけですね。チャンスすらない。ですから、狭い範囲の中でデータを共有するのではなくて、より広域的な漁場データの共有化というのが一番必要なのだろうなと思います。

新規参入ということから見ると、どこに参入したらいいのかというのは、外側からは何も分からないわけですから、そういったことの取っかかりをつけるようなシステム。漁場がどこにあるのか、区画漁業権がどこにあるのかというのは、海上保安庁のホームページにも出ていますし、いろいろな部分で探ることができますけれども、実際にそこを運用しているのか、そこがどうなっているのかという中身は分かりませんので、そういったことを知ることができる。そういうサイトがあればいいのではないかと考えます。

野坂座長 今の点について、最初に私は申し上げましたが、行使状況について調査というのは、農林水産省のほうでされているのかどうか、お伺いしたいと思います。

また、空き漁場といったときに、実際に使われていないのか、あるいは空き漁場といっても実際に権利者はいるのか。ただ、例えば極端な例を言うと、排他、ほかの者を排除するために権利だけはそこに設定してあるということもあるのかどうか。この点、お伺いしたいと思います。

山口次長 まず、漁業権がどういった実態にあるかということにつきましては、今回、ちょうど漁業権の切替え時期になっておりまして、これについては国として調査をかけているところがございます。その中でどういった利用状況か、漁業権の設定状況かということについては把握しようとしております。一方で、企業とかと既に連携している漁場に入っている例もございますので、そういったことについての調査も併せてやるということにしております。

あと、漁場の権利者の問題でございますが、これは制度的に言えば、漁協が管理してい

る漁業権であれば権利者は漁協ということになるわけでございまして、実際には、行使規則の中で区分けをして行使する人間を決めている場合もあります。そういったときの、空いたときにどうしているかということについては、ちょっと細かい話なものですから具体的な話は把握しておりませんが、漁協ごとにルールを決めているのではないかと考えております。

野坂座長 わかりました。

林委員、お願いします。

林委員 やはり神は細部に宿るといいますか、漁協ごとに運用している行使規則での実態というのが非常に重要だと思うのです。

新規参入の話につきましては、先ほどの調整委員会もそうなのですが、そもそも漁業法の15条、優先順位という条文から始まって、その後、16条以下、非常に詳細に、こういう場合には何を順番とするというのが段階的に決められてしまっているのです、ドラシックに現状、全部こういうのを無くしてしまうということであれば別なのですが、そうではなくて、現在利用者を安心させるためにある程度の継続性は考慮しよう。ただ、空いているところの有効活用を進めて、新規参入とうまくバランスを取っていこうということであるとすれば、少なくとも現在のすごく細分化された優先順位の在り方というものも少し柔軟に見直していただくことが必要で、それと先ほどの調整委員会での審査といいますが、判断というのを組み合わせて、現在の利用者の安心と新規参入とうまくバランスを取れるようにすることが、最低限、今回の改革では必要ではないかと思えます。

野坂座長 ありがとうございます。

金丸議長代理、お願いします。

金丸議長代理 今の漁業権にまつわる話なのですが、林委員が御指摘された、細かい優先順位などが決まっているということは、これまで長年、何十年にわたってやってきて、業界全体は右肩下がりなわけですから、新規参入者も含めて、あるいは既存で活躍している漁業者の皆さんにもっと活躍していただける場が広がるような仕組みに変えるべきだと思っています。

そういう意味では、固定的な優先順位は無くされて、先ほどの本間専門委員が指摘された新規参入者も含めて、広く募って、漁業協同組合はガバナンスを強化して、フェアなジャッジができる組織に変わり、漁業権ごとというか漁場ごとの結果データを都道府県経路で水産庁も全部集めて、うまくいかないような漁業者については、ほかの人に代わっていただくということが好循環を生み出すような形でできるということが、今回の漁業改革の必須ではないかと思っています。

野坂座長 「水産政策の改革の方向性」の中には、優先ではないですが、既存の漁業者は残しつつということなのですが、既存の漁業者の中でも生産性の高い漁業者と生産性の低い漁業者がいると思います。漁協の先ほどの営漁指導事業というのは、様々な指導が含まれていると思いますが、基本的には生産技術や経営指導というところで、もし営

漁指導が適切にきちんと行われているのであれば、生産性の低い漁業者はいないはずだと思うので、生産性の低い既存の漁業者を、ぜひ漁協のお力で底上げしていただきたいと私は思います。

ほかにはいかがでしょうか。

泉澤専門委員、お願いします。

泉澤専門委員 漁協の話題とはちょっと違うのですが、資料4の「水産政策の改革の方向性」というところで、1番の上から2つ目の の2ポツ目です。主要資源については、アウトプット・コントロールを基本にと書いてあるわけですが、総漁獲量管理をするに当たって、IQ、例えば船ごとにクォーターを割り当てるとか、そういった数量管理をする場合に漁獲量を割り当てる、その数字の算定プロセスを公開するべきだろうと思います。

というのは、現在も行われているクロマグロの数量管理の場合も、沿岸漁業と沖合漁業の間での漁獲割当量の数字を巡って論争が起きている問題もありますので、何を基にして、何の組み合わせによってその数字を導き出したのかというプロセスを、アウトプット・コントロールを基本にということになれば、そのプロセスも公開するべきだろうと思います。

野坂座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

では、定刻より若干早目とはなりますが、本日の議論はここまでとしたいと思います。

本ワーキング・グループといたしまして、本日の議論を踏まえ、規制改革推進に関する第3次答申に向けて取りまとめを加速していく必要があります。水産業の成長産業化に向けた水産政策の改革案の検討をいただいている農林水産省におかれましては、本日の議論を踏まえ、早急に改革案を具体化いただくべく、引き続きよろしく願いいたします。

農林水産省様、いかがでしょうか。御意見をお願いいたします。

山口次長 本日いただきました御意見等も踏まえまして、改革の骨格をお示しできるよう努力してまいりたいと考えております。

野坂座長 ありがとうございます。では、引き続き、よろしく願いいたします。

それでは、本日はお忙しいところをありがとうございました。

最後に、事務局から何かございますでしょうか。

佐脇参事官 次回の会議の開催日程などは、後日、事務局から御連絡いたします。

野坂座長 それでは、これで会議を終了いたします。ありがとうございました。